

身体障害者診断書・意見書（免疫機能障害用）

総括表

氏名	年 月 日生	男 女
住所		
①障害名（部位を明記）		
②原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他（ ）
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所		
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） 障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤総合所見 〔将来再認定 要（ 軽度化 ・ 重度化 ） ・ 不要 〕		
⑥その他参考となる合併症		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（１３歳以上用）

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

(2)についてはいずれか１つの検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検 査 法	検 査 日	検 査 結 果
判定結果		年 月 日	陽 性・陰 性

注1 酸素抗体法（ELISA）、粒子凝集法（PA）、免疫クロマトグラフィー法（IC）等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検 査 名	検 査 日	検 査 結 果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽 性・陰 性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽 性・陰 性

注2 「抗体確認検査」とは、western Blot 法、蛍光抗体法（IFA）等の検査をいう。

注3 「HIV病原検査」とは、HIV 抗原検査、ウイルス分離、PCR 法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠	
-------------	--

注4 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症／AIDS診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）に想定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため 介助なしでの日常生活 ①	不 能 ・ 可 能
--------------------------------	-----------

3 CD4陽性Tリンパ球数（／μ l）

検 査 日	検 査 値	平均値 ②
年 月 日	／μ l	／μ l
年 月 日	／μ l	

注5 左欄には、4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査値を記載し、右欄にはその平均値を記載すること。

4 検査所見及び日常生活活動制限の状況

（1）検査所見

検 査 日	年 月 日	年 月 日
白 血 球 数	／μ l	／μ l

検 査 日	年 月 日	年 月 日
H b 量	g／d l	g／d l

検 査 日	年 月 日	年 月 日
血 小 板 数	／μ l	／μ l

検 査 日	年 月 日	年 月 日
H I V－R N A量	copy／m l	copy／m l

注6 4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回以上の検査結果を記載すること。

検査所見の該当数〔 個〕 ……… ③

(2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当するものを○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
1日1時間以上の安静臥床を必要とする程度の強い倦怠感及び易疲労が1月に7日以上ある。	有 ・ 無
健常時に比べて10%以上の体重減少がある。	有 ・ 無
1月に7日以上の上の発熱（38℃以上）が2月以上続く。	有 ・ 無
1日に3回以上の泥状又は水様の下痢が1月に7日以上ある。	有 ・ 無
1日に2回以上のおう吐又は30分以上のおう吐が1月に7日以上ある。	有 ・ 無
「身体障害認定基準」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(1)のアの(ア)のjに示す日和見感染症の既往がある。	有 ・ 無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。	有 ・ 無
軽作業を超える作業の回避が必要である。	有 ・ 無
日常生活活動制限の該当数〔 個〕………… ④	

注7 「日常生活活動制限の該当数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

注8 「生鮮食料品の摂取禁止」の他に、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」及び「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

(3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	①	不 能 ・ 可 能
CD4陽性Tリンパ球数の平均値（／μl）	②	／μl
検査所見の該当数	③	個
日常生活活動制限の該当数	④	個